

平成30年3月8日

平成30年登米市議会定例会
2月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 1 号	副市長の選任につき同意を求めることについて	5
議 案 第 33 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	6
議 案 第 34 号	工事請負契約の締結について	7

同意第 1 号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成 30 年 3 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	渡 邊 誠
住 所	登米市迫町

議案第33号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 3 月 8 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第20号）第18条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第 1 項に規定する容器検査又は同令第18条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第49条第 1 項に規定する容器再検査の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改め、同表液石法第37条の 4 第 3 項において準用する液石法第37条の 2 第 1 項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月8日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 契約の目的 迫児童館新築工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 295,944,840円
- 4 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番14号
セルコホーム株式会社
代表取締役 新本 恭雄